営業費用
電気事業営業費用
原子力発電費
使用済燃料再処理等準備費　特定需要・一般需要外部門
原子力損害賠償資金補助法特別負担金　特定需要・一般需要外部門
原賠・廃炉等支援機構特別負担金　特定需要・一般需要外部門
他社購入電力料
他社購入電源費（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第８条第１項の交付金に相当する額からこれに係る事業税に相当する額を控除した額（以下「再エネ特措法交付金相当額」という。）に限る。）　特定需要・一般需要外部門
他社使用済燃料再処理等準備費　特定需要・一般需要外部門
休止設備費　特定需要・一般需要外部門
貸付設備費　特定需要・一般需要外部門
再エネ特措法納付金　特定需要・一般需要外部門
附帯事業営業費用　特定需要・一般需要外部門
営業外収益
事業外収益　特定需要・一般需要外部門
営業外費用
財務費用
附帯事業財務費用　特定需要・一般需要外部門
事業外費用　特定需要・一般需要外部門
渇水準備金引当又は取崩し
渇水準備金引当　特定需要部門
渇水準備引当金取崩し（貸方）　特定需要部門
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し
原子力発電工事償却準備金引当　特定需要・一般需要外部門
原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方）　特定需要・一般需要外部門
特別利益　特定需要・一般需要外部門
特別損失　特定需要・一般需要外部門
法人税等
法人税等
事業税　特定需要・一般需要外部門

⑵　次に掲げるものを、それぞれ、次の比率により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に配分することにより整理すること。

営業収益
電気事業営業収益
使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分　発受電量比
託送収益
その他託送収益　料金収入比
事業者間精算収益　料金収入比
電気事業雑収益　料金収入比
営業費用
電気事業営業費用
原子力発電費
使用済燃料再処理等費
使用済燃料再処理等既発電費　発受電量比
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分　発受電量比
電源開発促進税　販売電力量比
開発費　料金収入比
開発費償却　料金収入比
電力費振替勘定（貸方）　料金収入比
営業外収益
財務収益　料金収入比

⑶　次に掲げるものを、次の比率により、特定需要部門、一般需要部門及び特定需要・一般需要外部門の欄に配分することにより整理すること。

営業費用
電気事業営業費用
事業税　料金収入比

４．２．により整理された接続供給託送料に係る額のうち、特定需要に係るものを特定需要部門の欄に、非特定需要に係るものを一般需要部門の欄に整理すること。

５．２．により整理された電気事業営業収益に係る額のうち、電灯料（特定需要に係るもの（再エネ特措法賦課金を除く。）に限る。）及び電力料（特定需要に係るもの（再エネ特措法賦課金を除く。）に限る。）（以下この５．において「特定需要電灯料等」という。）を、次の方法により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に整理すること。

⑴　次の額及び値を算定すること。

①　改正法附則第９条第１項又は法第18条第１項若しくは第５項による当該事業年度末前の直近の託送供給等約款の認可又は届出（以下「直近の託送供給等約款の認可等」という。）に当たり、電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令（平成27年経済産業省令第57号。以下「旧託送料金算定規則」という。）第９条第３項又は一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号。以下「託送料金算定規則」という。）第９条第３項において算定した総離島供給費に旧託送料金算定規則第３条第１項又は託送料金算定規則第３条第１項において算定した離島供給費に係る販売費を加えて得た額から、旧託送料金算定規則第７条第１項又は託送料金算定規則第７条第１項において算定した離島供給に係る収益を控除したもののうち低圧需要に係るものの額を、当該直近の託送供給等約款の認可等に当たり算定した当該低圧需要に係る電力量で除した額

②　当該特定需要電灯料等について、小売料金算定規則第44条の規定により行った増額及び減額により得られた額を合計した額

③　当該事業年度における特定需要に係る販売電力量

⑵　特定需要電灯料等のうち、⑴①の額に⑴③の値を乗じて得た額に相当する額及び⑴②の額を一般需要部門の欄に、それ以外の額を特定需要部門の欄に整理すること。

６．２．により各欄に整理された額のうち、３．から５．までに掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

⑴　電気事業財務費用の整理

①　電気事業財務費用を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費、一般管理費、休止設備費、貸付設備費及び営業外費用に配分することにより整理すること。

１）　発生の主な原因を勘案して、水力発電設備（水力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備を除く。）、火力発電設備（汽力発電設備及び内燃力発電設備をいう。以下同じ。）（火力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備を除く。）、原子力発電設備（原子力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備を除く。）、新エネルギー等発電設備（新